

令和 2 年 5 月 25 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K02163

研究課題名(和文) 依存行動に対する非難の差し控えを可能にする思考枠組みの構築

研究課題名(英文) Criating the framework allowing us to refrain from blaming for addictive actions

研究代表者

佐々木 拓 (Sasaki, Taku)

金沢大学・人間科学系・准教授

研究者番号：70723386

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、依存症に関わる医療者や支援者が依存者の行為者性を再考するのに資する責任評価の思考枠組みを構築することであった。T・スキャンロンの非難の関係性理論に基づきこの枠組みを示した。すなわち、依存症者の行動の責任を適切に評価するためには、評価者と依存症者との間に適切な関係が必要であり、その関係を構成する規範の考察を通じて、非難することの妥当性および非難のあり方が決定される。また、依存症者と個別的关系をもたない者は非難する資格をもたず、強い非難は逆に道徳的非難に値することを示した。

以上の研究成果は共著書『心の臨床を哲学する』(新曜社、2020年5月出版)掲載の論文にまとめられた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来の責任論では評価することが難しかった依存症者の道徳的責任を、非難という枠組みに落とし込むことでその評価の可能性を開拓した。とりわけ、依存症者をその行為全般に関する無能力者にせず、部分的な責任免除と責任帰属が可能な思考枠組みを提示したことは、依存症の倫理学だけでなく、現代の責任論にとっても大きな貢献である。

その行動を評価する依存症者との個別的关系の内容、すなわちわれわれは依存症者に対して何を期待し、どのような態度や行動を意図するかを考え直すことで、依存症者の依存行動に対する対処の仕方がわかる点を示したことは、依存症者の身近にいる家族や医療従事者が依存症者の行動を再評価するのに有益である。

研究成果の概要(英文)：This research objective is to construct a frame of evaluating the addictive behaviors of severe addicts, which could contribute to health workers to rethink over their agency. Relying on T. M. Scanlon's theory of blame, I have shown that we need a particular relation with individual addicts to blame them, that considering the norms of the relationship reveals whether and how to blame them, and that anyone can not blame addicts without such a relation. This frame of evaluation is published in the book "Philosophy of Psychiatry & Psychology."

研究分野：倫理学

キーワード：依存症 非難 道徳的責任 スキャンロン 関係

1．研究開始当初の背景

(1)

本研究は、「依存症者のとる依存行動に対する道徳的責任をどのように評価すべきか」という問いに答えることを目的とし、そのために道徳的非難の差し控えを手掛かりに、依存症状と責任能力の関係、および関係の背後にある価値観としての人間像を明らかにすることを目標とした。この研究の背景には、理論的問題と実践的問題の二種類の問題がある。

理論的問題とは、従来の責任論の諸理論では依存症者の行動の責任評価が困難であったことである。従来の責任論では特定の能力の有無によって責任の有無を判断してきた。このような考え方では、例えば幻覚やせん妄などのために重度精神障害者が責任能力を失うといった状況を説明できるが、薬物探索行動を行う薬物依存症者のように、責任能力の基となる行為能力が完全に失われているとは言い難い事例については説明することができなかった。依存症者の行動の責任評価をするということは、依存症者の特定の行動については責任を認めつつ、依存行動と強く関連するもののみの責任を免除するという部分的責任帰属が必要である。しかし従来の責任論にはこれを説明する考え方が存在しなかったのである。

研究開始当初はまさに「依存症の神経科学倫理学」が登場した時期であり、このテーマの研究は取り組まれたばかりであった。いくつかの有力な理論の候補はあったがその評価まではなされてない状況であった。

(2)

今現在の社会的問題として、依存症者の犯した犯罪の責任を軽減したり、違法薬物の単なる使用を非犯罪化したりすることで、依存症者の治療・回復へのアクセスを向上させ、それにより社会的な損害を減らそうというハームリダクション政策が世界中で推し進められている。しかしこの動きは「道徳的に欠陥のある人」という社会的な悪いイメージによって妨げられてもいる。このイメージの払拭には依存症者の行為評価の再考が必須だが、(1)の理論的問題のためにそれを実行する思考の枠組みが存在しない。上述の依存症の神経科学倫理学ではG・ヤッフエの「補償負担説」を代表とする実践的な示唆をもつ理論もあるが、その数は少数であった。

2．研究の目的

(1)

本研究の目的は「依存症者のとる依存行動に対する道徳的責任をどのように評価すべきか」という問いに答えることである。そのために道徳的責任の一例である、道徳的非難を差し控える状況の考察を手掛かりに、依存症と責任能力の関係、および関係の背後にある価値観としての人間像を明らかにすることを目標とした。そして、最終的に依存症者の身近にいる医療従事者や家族が、当の依存症者の行動の持つ行為者性やその意義を再評価する手がかりとなるような、責任の捉え方の枠組みを提示することを目標とした。

3．研究の方法

(1)

本研究では、文献調査を基本としながら、以下の4つの目標達成を目指した。

非難をめぐる議論の現状について、非難の本性に関わる諸理論と非難の帰属条件を整理する

非難の本性の諸理論に対応した依存者の責任能力を同定する

依存症者への非難を差し控える条件を同定する

道徳的非難可能性の背後にある価値観としての人間像を明らかにする

本研究の独自の点は、非難の哲学・倫理学の諸理論を背景に責任帰属を考えたことにある。なかでもスキャンロンの提唱した「非難の関係性説」を参照・改定することで、これらの目標に取り組んだ。

また、全般的能力と局所的能力の区別というアプローチを採用し、責任帰属に関わる行為能力を2種類に区別して考えることで、状況や文脈に応じた責任能力の変化を取り扱える方法を探求した。

4．研究成果

(1)

上記の研究目標・を遂行するなかで、非難の哲学・倫理学に関する文献のサーベイ調査を行なった。その中で判明したことは、非難の哲学・倫理学の主たる議論は「反応的感情説」と「関係性説」という二大陣営の論争によって展開されていること、そしてそのなかから両者を折衷した非難の抗議説のような立場が現れたことである。これらの諸理論を考察する中で、非難の哲学・倫理学の中では、行為者（加害者）の行為能力に関する条件を深刻に捉えたものが少なく、唯一その考察の可能性が関係性説のなかに認められるというものであった。したがって、研究目標・について導き出せた結論は、関係性説についてのもののみであり、それは「関係のあり方に応じて条件が変化する」という個別主義的なものとどまった。

(2)

本研究の理論的課題である研究目標「依存症者への非難を差し控える条件」を示すためには、依存症者の部分的責任帰属が可能な責任能力の捉え方が必要である。本研究では、それを全般的能力と局所的能力の区別というアプローチと、スキャンロンの非難の関係性説に基づいて考察した。

まず、能力の区別だが、まず責任帰属に重要な行為能力を目的選択能力（コントロール）と手段選択能力（コントロール）とに区別し、従来は全般的能力とされてきた目的選択能力を局所化することで、部分的責任帰属の可能性を説明した。すなわち、薬物依存症者は依存症の影響により目的選択能力が失われている場面があり、そのような場面に限って責任帰属が限定されることを示した。

また、スキャンロンの非難の関係性説に依拠し、依存症者に対する非難が妥当でありうるためには、依存症者と関係者がとり結ぶ関係が必要であり、さらにその関係を構成する規範に依存症者の行為能力が反映されていなければならないという、非難の条件を明らかにした。ここで重要となってくるのが個別的关系と一般的关系の区別である。このような依存症者個人の能力を吟味せず、単に「依存症の人」という一般的なイメージによって依存症者の行動を評価すると、非難する側が依存症者に期待する規範と、依存症者が実際にできること(できないこと)との間に齟齬が生じる。このように、非難を正当化する関係構成的規範に齟齬がある場合、非難は正当化されず、往往にしてその意図する結果が得られない。依存症者を適切に非難するためには、依存症者個人に可能なこと/不可能なことを吟味した上で、本人に遵守可能な規範を構築することが肝要であり、これこそが依存症者と適切な関係を築くことであることを示した。

(3)

本研究の理論的問題への回答である研究目標・については、「依存症者個人と関係者個人との間にどのような関係が存在するかによって変化する」という個別主義・状況主義的答えしか導くことができず、一般的な条件を具体的に提示することはできなかった。しかし、実践的な観点から考えると、依存症の進展状況や個別の行為能力を考慮しない一般的な条件を適用したところで、そこでの非難が功を奏する見込みは薄い。そこでの不適切な非難は、依存症者を適切な医療や自助グループから遠ざけることで、かえって回復の妨げとなることだろう。本研究の焦点は単に一般の人々が依存症者の行動を非難する条件を示すことではなく、ハームリダクション政策と歩調をあわせ、依存症者が治療・回復への手段にアクセスを継続しうよう、医療従事者をはじめ、周囲の人々が依存症者の責任帰属の妥当性を改めて評価する哲学的基盤を示すことであった。この目的にとって、個別状況について精査し、自らの行為規範を反省することを促すスキャンロンの関係性説の応用は十分意味のある研究成果だと言える。

また、この関係性説は、依存症者と個別のな関係にない人々は依存症者に対して非難できないことをも含意する。これは、重度の依存症者の行為に対して強い罵りの形をとる非難が道徳的に許されないことを示すことで、依存症者への社会的バッシングを控えさせることに寄与するだろう。また、もし依存症者を非難したいと思うなら、依存症という病を真剣に理解し、依存症者個人に何ができて何ができないかを理解することが求められる。この点で、本研究の成果は依存症者の社会的イメージの向上に貢献する。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 佐々木拓	4. 巻 11
2. 論文標題 許しの哲学と倫理学 - - 文献紹介：ポール・M・ヒューズとブランドン・ウォームケの「許し」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 哲学・人間学論叢	6. 最初と最後の頁 67-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 佐々木拓	4. 巻 68
2. 論文標題 関係に基づく非難 スキャンロンの非難の関係性理論の検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 倫理学年報	6. 最初と最後の頁 233-247
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 佐々木拓	4. 巻 10
2. 論文標題 アンジェラ・スミスの非難の抗議説について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 哲学・人間学論叢	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 佐々木拓	4. 巻 9
2. 論文標題 非難の本質は何か BLAME: Its Nature and Normsサーベイ論文(2)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 哲学・人間学論叢	6. 最初と最後の頁 1-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 佐々木拓
2. 発表標題 ルールの厳格な適用のみが審判の役割か：ショートトラックスピードスケートにおける不正スタート判定を事例として
3. 学会等名 関西倫理学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐々木拓
2. 発表標題 非難が機能しないとき：依存症の事例によせて
3. 学会等名 Philosophy of Psychiatry and Psychology研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 佐々木拓
2. 発表標題 依存行動を適切に受け止める：依存症の非難の倫理学
3. 学会等名 立命館大学先端総合学術研究科 2018年度生命倫理研究会企画「ディスエイブルな人々の倫理を考える：責任や非難の視点から」（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 佐々木拓
2. 発表標題 関係に基づく非難の理論 スキャンロン説とA・スミス説との比較
3. 学会等名 非難の哲学・倫理学研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐々木拓
2. 発表標題 道徳的非難は可能か スキャンロンの非難の関係性理論の観点から
3. 学会等名 日本倫理学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 佐々木拓
2. 発表標題 Can We Blame Robots?
3. 学会等名 The 10th International Conference on Applied Ethics - The Past, Present and Future of Applied Ethics - (招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 榊原英輔、田所重紀、東畑開人、鈴木貴之、植野仙経、遠藤季哉、井原裕、廣瀬雄一、野村晴夫、束斉彰、渡邊芳之、信原幸弘、南学正仁、佐々木拓、石原孝二	4. 発行年 2020年
2. 出版社 新曜社	5. 総ページ数 288
3. 書名 心の臨床を哲学する Philosophy of Psychiatry & Psychology	

1. 著者名 佐々木拓	4. 発行年 2017年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 256
3. 書名 ジョン・ロックの道徳哲学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----